

処 分 基 準

令和4年2月21日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第11条第4項
処 分 の 概 要 : 拳銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原権者(委任先) : 岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第4条(許可)、第6条(国際競技に参加する外国人に対する許可の特例)、第11条第4項 火薬類取締法第50条の2第1項(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令第12条(猟銃用火薬等)
処 分 基 準 : 当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 住所地を管轄する警察署生活安全課又は 警察本部生活安全部生活安全総務課保安行政係 (058)271-2424
備 考 :